

# 「第5期江戸川区障害福祉計画」及び「第1期江戸川区障害児福祉計画」

## 第2回策定委員会 議事録要旨

### <開催概要>

日 時 平成29年11月9日(木) 午後1時00分～午後2時30分

場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣

出席者 小川会長、松本委員、矢田委員、梅澤委員、鈴木委員、村山委員、  
阿部委員、斉藤委員、森委員

次 第 1.開 会

2.議 事

(1) 「第5期江戸川区障害福祉計画」及び「第1期江戸川区障害児福祉  
計画」の計画書(案)について

(2) パブリックコメントの実施について

(3) その他

3.閉 会

### <議事要旨>

開会時刻 午後1時

#### 障害者福祉課長

これより「第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画 第2回策定委員会」を開会いたします。終了は午後2時30分を予定していますので、よろしくお願い申し上げます。

私は事務局を担当しています障害者福祉課長の加藤と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の出席を報告させていただきます。

NPO法人 江戸川ろう者協会 佐野委員については、ご都合により欠席と連絡をいただいています。

続きまして、事務局より、本日の配付資料を確認させていただきます。

資料確認

#### 障害者福祉課長

それでは、ここからは会長に進行をお願いします。

#### 会長

限られた時間内ですが、有意義な会にできますよう議事進行については、皆様方のご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

本日、委員会は公開として傍聴者の希望を募っています。その点について、事務局から

報告をお願いします。

## 事務局

江戸川区ホームページにおきまして、傍聴者の希望を募りました。その結果、4名の方にお申し込みいただき、本日、4名の方がロビーでお待ちになっています。皆様のご了解をいただけた場合は入場していただきたいと存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

## 委員承認

## 会長

ただいま、事務局より傍聴について説明がありました。皆様のご賛同もいただけたと思いますので、それでは、傍聴の方に入室していただきます。

## 傍聴者入場

## 会長

それでは、議事の1番、「第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画の計画書（案）について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、「第5期江戸川区計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画の計画書（案）について」説明させていただきます。

委員の皆様には事前に計画書（案）を送付させていただき、ご意見をお送りいただきました。どうもありがとうございました。時間に限りがございますので、まずは計画書（案）のうち成果目標、サービス等の見込量、江戸川区の施策についての説明と、事前にいただきましたご意見に対する説明をします。全ての説明を終えたところで、皆様からご意見をいただく予定です。説明が長時間続いてしまいますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

それでは、資料の説明をします。

まず、資料1をご覧ください。「第5期江戸川区計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画成果目標」の説明をします。

まず、成果目標（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行（ア）地域生活への移行者数についてです。

国の基本指針では平成28年度末時点の福祉施設の入所者数の9%以上をグループホームなどの地域生活へ移行することとしています。区では、福祉施設入所者の地域移行を進めているところですが、現在入所している方の中には長期入所している方も多く、高齢化、重症化が進んでいます。平成28年度末現在、入所している方のうちグループホームなどへの移行が可能であると思われる方は、身体障害の方では2名、知的障害の方では9名で、合計11名います。第5期計画では、平成28年度末の福祉施設入所者401人のうち、平成30

年度から平成32年度の3年間で11人を地域移行することを目標とします。

続きまして、成果目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行(イ)福祉施設の入所者数についてです。

国の基本指針では、平成32年度末までに、平成28年度末の福祉施設入所者数の2%以上を削減することとしています。入所施設は増やすことはできない状況です。平成29年9月末現在の福祉施設への入所を希望し、待機している方は、身体障害の方で13人、知的障害の方で64人います。障害のある方の高齢化、重症化に伴いまして、入所を希望する方は一定数います。また、福祉施設に入所している方が地域生活へ移行することもあります。平成28年度末の福祉施設入所者401人から、地域移行が可能と思われる方は11人です。また、新たに福祉施設の入所を見込んでいる人数19人と算定しました。このようなことを勘案し、第5期計画では、平成32年度末の福祉施設の入所者を合計409人にすることを目標とします。

続きまして、成果目標(2)精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築です。

国の基本指針と同様に、平成32年度末までに、現在ある精神保健福祉の会議体を整理し、精神障害のある方が地域で安心して自分らしく暮らせることができる体制を整備するために、保健・医療・福祉関係者による協議体を設置することを目標とします。

続きまして、成果目標(3)地域生活支援拠点等の整備についてです。

地域生活支援拠点とは、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制です。国の基本指針では、平成32年度末までに1カ所を整備することとしています。第5期計画では、平成32年度末までに、障害のある方の地域移行を推進し、地域生活を支えるにあたり既存の機能を活用した面的整備型の整備を目標とします。具体的には、相談機能、グループホーム機能、ショートステイ機能を備えた「障害者支援ハウス」を生かした面的整備を検討します。

続きまして、成果目標(4)福祉施設から一般就労への移行等(ア)福祉施設から一般就労への移行者数についてです。

国の基本指針では、平成32年度中に就労移行支援事業所などの福祉施設から一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることとしています。就労支援センターをはじめ、区内の各就労移行支援事業所では毎年継続的に就労移行者を輩出しています。また、平成30年度より民間企業における障害者の法定雇用率が2.0%から2.2%へ引き上げになります。第5期計画では、国の基本指針と同様に、平成32年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績71人の1.5倍の106人にすることを目標とします。

続きまして、成果目標(4)福祉施設から一般就労への移行等(イ)就労移行支援事業の利用者数です。

国の基本方針では、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の2割以上増加することとしています。就労を希望する方が増加する一方、就労移行支援事業所では、毎年、就労移行者を輩出しているため、新規で利用する方以外のニーズが大幅に増加することはないと思われます。第5期計画では、国の基本指針と同様に、平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数198人の2割増加の238人にすることを目標とします。

続きまして、成果目標(4)福祉施設から一般就労への移行等(ウ)就労移行支援事業

所ごとの就労移行率です。

国の指針では、平成32年度末における就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成することとしています。江戸川区内の就労移行支援事業所では、毎年、一定数の就労移行者がいます。また、平成30年度より、民間企業における障害者の法定雇用率が2.0%から2.2%へ引き上げになります。就労移行事業所では、今後もこれまで同様の一般就労への移行者数を輩出するとし、第5期計画では、国の基本指針と同様に、平成32年度末における区内就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成することを目標とします。

続きまして、成果目標(4)福祉施設から一般就労への移行等(エ)就労定着支援による職場定着率です。

就労定着支援は平成30年度より創設されるサービスです。就労移行支援事業所等より一般就労へ移行した方を対象とし、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導及び助言などを行うサービスです。サービスの利用期間は3年間です。国の基本指針では、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上達成することとしています。こちらは平成30年度から1年経過後の2カ年の成果目標としています。創設の趣旨を鑑み、第5期計画では、国の基本指針と同様に、就労定着支援開始から1年後の職場定着率を、平成31年度末には8割以上、平成32年度末も同様に8割以上を達成することを目標とします。

続きまして、第1期障害児福祉計画策定に伴い、新たに設定された成果目標です。

成果目標(5)障害児支援の提供体制の整備等(ア)障害児に対する地域支援体制の構築 児童発達支援センターの設置です。

児童発達支援センターとは、児童福祉法第43条に規定された障害児の日常生活における基本的動作の指導や独立生活に必要な知識・技能の支援、または集団生活への適応のための訓練を行う障害児通所支援施設の一つで、地域における障害児支援の中核的な施設です。第5期計画では、支援を必要とする障害児やその家族への相談、療育を行うとともに、障害児通所支援施設への援助、助言などを行う中核的な療育支援施設としまして、国の基本指針と同様に、平成32年度末までに児童発達支援センターを区内に1カ所設置することを目標とします。

続きまして、成果目標(5)障害児支援の提供体制の整備等(ア)障害児に対する地域支援体制の構築 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築です。

第5期計画では、国の基本指針と同様に、平成32年度末までに、児童発達支援センターを中心としまして障害児が保育所等に円滑に通えるように支援できる体制を整えることを目標とします。

続きまして、成果目標(5)障害児支援の提供体制の整備等(イ)重症心身障害児支援児童発達支援事業所等の確保です。

国の基本指針では、平成32年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することとしています。平成29年10月末現在、区内に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は1カ所ございます。今後、療育を望む重症心身障害児が通えるように、第5期計画では、平成32年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを目標と

します。

続きまして、成果目標（５）障害児支援の提供体制の整備等(ウ)医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置です。

医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。第５期計画では、国の基本指針と同様に、平成30年度末までに保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の設置を目標とします。今後、実際に医療的ケア児の支援を行っている各関係部署と検討をしていきます。

資料１、第５期江戸川区障害福祉計画及び第１期江戸川区障害児福祉計画 成果目標についての説明は以上です。

引き続き説明を続けます。

次に、資料２をご覧ください。障害福祉サービス等の見込量について説明をします。

平成30年度から平成32年度までの障害福祉サービスの見込量については、現在、利用している方の数や伸び率に加えまして、ニーズ等を勘案しながら各担当部署で検討して設定しました。時間の都合もございますので、特徴的なサービスを幾つかピックアップして説明します。

一つ目は、訪問系サービス の「同行援護」です。

訪問系サービスは、全体として地域生活への移行が進むと鑑み、増加傾向で見込んでいます。 の「同行援護」のサービス内容は、視覚障害により移動が困難な方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの外出支援を行うものです。平成27年度以降、利用人数、サービス量ともに増加傾向です。今後も視覚障害のある方の外出の機会が増えることが予想されます。平成30年度から平成32年度にかけて人数、サービス量ともに増加する見込みで設定しました。

続きまして、日中活動系サービスです。障害のある方の地域での身近な活動の場として機能しています。特別支援学校などを卒業した方の利用希望は、生活介護や就労に関連したサービスなど多様化しています。全般的に増加傾向で見込みました。

この中で、「就労継続支援B型」について説明します。

このサービスは、一般企業などへの就労が困難な方に働く場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力の向上のために非雇用型の事業所で必要な訓練を行います。昨年度実施した障害者（児）実態調査でも就労に向けての意欲が感じられ、今後、就労関連のサービスを希望する方が増加することや地域生活に移行して就労関連のサービスを希望する方を鑑み、平成30年度から平成32年度にかけて人数、サービス量ともに増加する見込みで設定しました。

三つ目は、居住系サービスです。

居住系サービスは、障害のある方の居住の場となります。地域生活への移行を推進するとともに、グループホームなどでの対応が困難な方には施設入所支援を行っています。

この中で「共同生活援助」について説明します。

このサービスは、共同生活を行う住居（グループホーム）で、夜間や休日に相談、入浴、排せつ、または食事の介助など、日常生活上の援助を行うものです。在宅でグループホームへの入居を待機している方や、入院、入所している方が地域生活へ移行する方などが見

込値では想定されますが、区内のグループホーム整備がニーズに対して、十分には進んでいない実態もあります。平成30年度から平成32年度にかけてニーズ、サービス量ともに増加する見込みで設定をし、引き続き区内のグループホーム整備に力を注いでまいります。

四つ目は、相談支援サービスです。

障害のある方の地域での生活を支え、抱える問題の解決や適切なサービス利用を促進するには、ケアマネジメントによる継続した支援を行うための相談支援体制を整えることが必要となります。特別支援学校などを卒業した方が新たに日中活動系のサービスを利用することと精神障害のある方が地域生活へ移行する人数が増加することを鑑み、増加傾向で見込みを設定しました。

五つ目は、障害児通所支援サービスです。

障害児通所支援サービスは、障害を持つお子様たちが地域で家族とともにすこやかに成長するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

「放課後等デイサービス」について説明します。見込みの部分は数値ではなくて文字で書かせていただきました。

放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。サービスを必要とする方に必要な分のサービスを提供するという考え方から、平成30年度から平成32年度の見込量については、区内の特別支援学校、特別支援学級、発達障害の方などの特別支援教室等の対象児を合計した数を上限とし、その中で必要とされる方のサービスを提供していくというサービス見込量にしました。平成29年度における放課後等デイサービスと児童発達支援事業所の開設については、重症心身障害児を対象とする事業所以外の開設を見合わせておりました。平成30年度以降については、本計画が確定した時点のニーズにより、障害の程度や種別で特に不足している事業所の開設の推進を考えています。

資料2、障害福祉サービス等の見込量についての説明は以上です。

続きまして、資料3をご覧ください。江戸川区の障害者（児）の施策について、説明をいたします。

第5期計画書では、江戸川区の障害者及び障害児の施策について記載することを考えています。

一つ目は、地域包括ケアシステムについてです。拠点として設置している「なごみの家」について記載しています。

「なごみの家」は、地域力を生かした熟年者、子供、障害のある方などを含めた全世代に対応した相談窓口、居場所であり、地域の各団体や医療・介護関係者の地域ネットワークの拠点として位置づけています。今後、地域の身近な相談窓口とし、区内15か所の設置を目指しています。

二つ目が差別解消についてです。

障害のある方への差別解消に向けて、江戸川区職員の対応については「江戸川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び「江戸川区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めています。また、障害や病気の内容、配慮してほしいことなどを記入し、手助けが必要なときに周囲の方に見せるためのヘルプカードを配付しています。今年度中には東京都のヘルプマークの利点を生

かした新たなヘルプカードを作成し、普及啓発を進めていきます。

三つ目は、障害児の支援についてです。

一人ひとりのライフステージに合わせまして、障害の特性に応じて関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施します。乳幼児期、学齢期、青年期、それぞれのライフステージに合わせた具体的な支援について図で表しています。

四つ目は、障害のある方の親亡き後の支援についてです。

平成28年度に実施した障害者（児）実態調査の自由意見において、親亡き後の不安について多く寄せられました。障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、グループホームなどの設置や相談窓口の充実を推進します。また、社会福祉協議会に設置している「安心生活センター」では、ご自身での判断が困難な高齢の方や知的障害及び精神障害のある方を対象に、福祉サービスの利用相談や手続支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行う「安心生活サポート事業」や「成年後見制度の利用相談」を行っています。

五つ目は、文化、スポーツなどの生涯学習の支援についてです。

障害のある方が地域で豊かな生活を送れるように、江戸川区では趣味や仲間づくり、社会参加を促進するための支援を行います。

一つ目は、フレンドリースクールです。特別支援学校などを卒業した方を対象に、社会生活を送る上で必要な技術と知識の習得及び仲間づくりを行います。

二つ目は、図書館での支援です。区内の各図書館では、活字印刷の本をそのままでは読むことが困難な方や身体が不自由なために図書館に行くことが困難な方などへさまざまなサービスを用意しています。

三つ目は、障害者スポーツの振興です。

2020年、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、障害のある方がスポーツに親しめる機会の提供と障害者スポーツを支える人材の育成に力を入れています。毎年11月を本区独自に「障害者スポーツ推進月間」と位置付け、障害者スポーツに関するイベントや体験教室などを集中的に実施しています。今年は11月4日土曜日に、江戸川区スポーツセンターにおいてボッチャやパラ水泳などの体験ができる「パラスポーツフェスタ江戸川」を実施しました。また、1カ月間にわたりパラリンピック1000日前イベントなどさまざまな事業を行います。

その他、参考に、江戸川区で推進している福祉のまちづくりについても記載しています。区では、区立施設などへの音声誘導装置の設置や歩道巻き込み部の段差解消などバリアフリー化を推進しています。

加えて、災害時の要配慮者の支援についても参考に記載します。

熟年者や障害のある方など災害時において配慮が必要な方への防災対策について、江戸川区地域防災計画において、避難行動、避難生活、二次避難所など、それぞれの場面における支援計画を定めています。また、地域自立支援協議会の協力で作成しました「避難所における障害別要配慮者対応マニュアル」を全ての一次避難所に配布することを進めています。

資料3、江戸川区の障害者（児）施策についての説明は以上です。

## 会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より計画書（案）について説明がありました。限られた時間ですので、引き続き事務局より、事前にご提出いただいた意見について、説明をお願いします。

## 障害者福祉課長

事前に皆様方からいただきましたご意見について説明します。

まず、第1回策定委員会にてご意見いただいた3件について説明します。

一つ目は、障害者（児）実態調査の回収数についてです。

障害者団体を通じて配布した調査の回収率が47.9%ということで、少ないのではないかとのご意見をいただきました。この調査は、障害者団体を通じて調査票と返信用封筒をお渡しし、各団体の事情に合わせて各会員に配布していただき、会員様から無記名で障害者福祉課へ郵送で回答していただきました。人口規模では、一定の意義がある調査結果になります。ただ、団体様を通じて調査した結果になりますので、回収率については高いとは言いがたいと思っています。今後、調査方法については研究して参ります。

二つ目は、成果目標（4）（ア）福祉施設から一般就労への移行者数についてです。

平成28年度には、区内の就労移行支援事業所より一般就労に移行した方が71名いました。平成28年度1年間の区内の就労移行支援事業所の利用数は、おおむね269人になります。約25%の方が一般就労へ移行したことになります。就労移行支援事業所は、特別支援学校を卒業した方や新たに事業所を利用する方がいる一方、利用する人数が大幅に増加しないということが予測されています。成果目標については、そのような事情を勘案し設定しました。

10月31日現在の国の就労移行し支援事業利用者数を口頭で報告します。

平成23年12月に就労移行支援事業を利用していた方が全国で、身体障害者が2,369人、知的障害者の方が13,038人、精神障害者の方が7,076人、その他の障害を合わせると合計22,500人でした。平成28年12月は、身体障害者の方は2,599人ですので微増、知的障害者の方は11,777人で微減、精神障害者の方は17,168人となります。精神障害者の就労移行支援事業を利用している方は5年間でおおよそ1万人増えています。平成28年12月の合計が31,679人です。1年前の平成27年12月が30,580人ですので、全国的に高止まりの傾向で微増になっていくのではないかと就労移行支援事業については考えられています。これは、全国的な傾向で、江戸川区でも同様に考えています。

続きまして、三つ目、計画書への災害時の記載についてです。

江戸川区では地域防災計画を定めています。その中で配慮を必要とする方の支援について記載しています。今回、災害時において配慮が必要な方への防災対策をお知らせする目的で、計画書に地域防災計画を抜粋して記載することとしました。また、各一次避難所に配布している「障害別の避難所での主な配慮事項」を本日の参考資料として配布しています。

第1回策定委員会の意見についての説明は以上です。

続きまして、今回、事前に皆様からいただいたご意見を項目ごとに説明します。

一つ目は、計画書（案）7ページに記載している「共生型サービスの創設」についてで

す。新しく創設されるサービスについて具体的に知らせてほしいとのご意見です。

共生型サービスは、障害のある方が65歳以上になっても、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくすることと、福祉に携わる人材に限りがある中、地域の実情に合わせ人材を活用しながら適切にサービス提供を行うという観点で、平成30年度に創設されます。共生型サービスの対象サービスは、介護保険と障害福祉サービス両方の制度に共通するサービスで、例えば介護保険サービスの「訪問介護」と障害福祉サービスの「居宅介護」及び「重度訪問介護」、介護保険サービスの「短期入所生活介護」と障害福祉サービスの「短期入所」などです。具体的なサービスについては国の資料を基に計画書に追加します。

二つ目は、計画書(案)9ページに記載している江戸川区の障害者(児)施策、地域包括ケアシステムについてです。なごみの家の「なんでも相談」とほかの相談窓口との違いについてです。

なごみの家は、熟年者、子供、障害のある方を含めた全世代に対応する地域の身近な居場所であり、相談窓口になります。なごみの家で受けた相談の中で、専門的な支援が必要であれば各サービスの相談窓口を案内します。例えば、なごみの家で相談を受けた中で障害福祉サービスに関わることであれば障害福祉サービスの窓口や相談支援事業所を紹介します。

三つ目は、計画書(案)11ページに記載している江戸川区の障害者(児)施策、親亡き後の支援についてです。この項目については二つご意見をいただきました。

まず、障害の重症化、高齢化などで、地域での生活が困難な方への支援についてのご意見です。

区では、地域での暮らしを望む障害のある方が安心して暮らせるよう、グループホームなどの整備やその仕組みを推進するとともに、重症化、高齢化などで地域での生活が困難な方には、先ほどの共生型サービスの考え方にもあるように、高齢者施設を含めた既存の施設への入所支援を行うように考えています。

続いて、グループホーム設置事業者への支援についてのご意見です。

区では、グループホームコーディネーターを配置しており、新規開設を含めたグループホーム運営などについて訪問や電話での相談に応じています。また、従事している方向けの研修会や事業所連絡会を催すなど事業所支援を行っています。このような支援は、今後とも続けます。

四つ目は、計画書(案)31ページに記載している成果目標(3)地域生活支援拠点等の整備についてです。拠点整備型ではなく、面的整備型を目標としたことについてのご意見です。

区では、既存の相談窓口などの機能や施設を生かした仕組みづくりを含める面的整備型の整備を目標としています。

五つ目については、37ページに記載している障害福祉サービス等の見込量についてです。この項目については、三つご意見をいただきました。

まず、支給決定量の制限見直しについてのご意見です。

支給決定については、障害の程度や家庭環境等のご本人の状況及び障害種別やその特性、サービスの利用目的やその必要性などを鑑みて行っています。サービス見込量については、

過去の実績やニーズなどを鑑み設定しています。計画策定後は、サービスごとの利用実績値について単年度ごとに評価・分析を行います。差異が大きい場合については、見込量の変更などについても検討します。今後も、利用者の状況に応じた、きめ細かいサービスの提供に努めて参ります。

続きまして、計画書45ページに記載している日中活動系サービス「短期入所施設」についてのご意見です。こちらは、昨年度実施しました実態調査の自由意見においても短期入所の利用についてのご意見がございました。

短期入所利用希望の全てに区内の施設だけで対応することは現在困難でありますので、近郊の施設等での対応を含め、今後も円滑な利用ができるよう努めて参ります。また、平成30年度に創設される共生型サービスの活用について研究して参ります。

続きまして、計画書(案)47ページに記載している居住系サービス「自立生活援助」の見込量の根拠についてのご意見です。

自立生活援助は、平成30年度に創設される新しいサービスです。障害のある方のひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問などの支援を行うサービスです。対象は、グループホーム等を利用している、ひとり暮らしを希望する方です。1年間、サービスの利用ができます。区では、現在ある地域移行支援や地域定着支援サービスの実績や今後推進される精神障害のある方の地域移行を鑑み、平成30年度から平成32年度にかけて年々増加すると見込みました。

六つ目は、計画書(案)54ページより記載している地域生活支援事業についてです。この項目については、二つご意見をいただきました。

まず、任意事業の記載されている内容が第4期計画と変更となっていることについてのご意見です。

地域生活支援事業は、総合支援法第77条及び第78条に基づいて行っている事業です。国で定められている「法定必須事業」と地方自治体で基準を定めて行っている「任意事業」があります。区では、現在、第4期計画策定時と同様に規則を定め、さまざまな任意事業を実施しています。第5期計画では、国の地域生活支援事業実施要綱に具体的に定められている任意事業を記載しています。

続きまして、計画書(案)62ページに記載している「移動支援事業」及び「地域活動支援センター機能強化事業」に関して、障害のある方の支援について学校卒業後も利用できるサービスが限られていることについてのご意見です。

区では、移動支援などで障害のある方の外出を支援するとともに、生活介護や就労支援事業所など日中活動系の障害福祉サービスの充実を図っています。また、スポーツなど余暇活動の振興にも取り組んで参ります。

委員の皆様からいただいた意見は以上です。いただいた意見を、今後、計画書(案)に反映し、12月に意見公募を行います。

## 会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より計画書(案)について説明がありました。計画書(案)についてご質問はございますか。

## 委員

地域生活支援事業の任意事業について、事業の中で計画（案）に記載していない事業が存在するという意味なのでしょうか。区独自の事業は書かれていないということでしょうか。

## 障害者福祉課長

国の要綱に記載されていない区独自事業については、計画（案）には記載していないという形になります。記載していない事業を実施していないということではございません。

## 委員

わかりました。

## 会長

よろしいですか。

そのほか、何かご質問はありますか。

障害のある方が地域生活を営む上で、障害福祉サービスや地域における相談窓口と事業所などの連携は欠かせないものです。障害福祉計画及び障害児福祉計画について、皆様のお立場からご感想等をいただければと思います。

それでは、席次の順にマイクを回しますので、時間の制約もありますが、お一人、一、二分程度の目安でお願いします。よろしくをお願いします。

## 委員

私は視覚障害者なので訪問系のサービスの低下は困ります。今までより一歩前進するような形での第5期計画に反映させていただければ大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

## 会長

ありがとうございます。

## 委員

成果目標の件ですが、就労や地域移行に向けて、江戸川区内の必要に応じた目標設定をこれからも考えていただきたいと思いました。よろしくをお願いします。

## 会長

ありがとうございます。

## 委員

成果目標の福祉施設の入所者数が減らないことが疑問に思っています。国の指針と同様に江戸川区でも減らす方向性の計画を立てていただきたいと思っています。私は精神障害

の方の支援を行っています。現在、江戸川区では精神障害の方の地域移行は進んでおり、東京都の中でも高い実績があります。江戸川区では、精神障害者自立生活体験事業を独自に行っています。その事業は、緊急一時避難的なショートステイだけではなく体験型のショートステイも行っています。その事業により、地域移行を望んでいる方のアセスメントが進みます。行政と民間事業者が連携して進めることが重要だと思います。地域移行を推進する計画を策定していただきたいという強い思いです。

以上です。

## 事務局

ご意見、ありがとうございます。

成果目標の福祉施設入所者の地域生活への移行は、国の基本指針では、入所者を減らす成果目標を掲げておりますが、江戸川区では第4期に続き、第5期でも増加で見込んでいます。また、参考としまして、福祉施設の入所者数の内訳は主に身体障害の方と知的障害の方で、精神障害の方は目標値の内訳には入っておりません。

## 会長

ありがとうございます。

## 委員

障害のある方の雇用は、年々進んでいます。それは企業の受け入れが広がり、障害のある方でも企業で活躍できるということの表れだと思います。就労した方の中には、働き続けることができず、離職する方もいます。離職されたとしても、企業で働いた、社会に出て働いたという経験が本人にとって力となります。ご本人はすごく落ち込んでいるのですが、支援者として、その方の成長を感じます。離職後の支援や特別支援学校など卒業後の就労支援の課題は多くあり、継続して就労する支援が今後求められていることを感じます。

## 会長

ありがとうございます。

## 委員

前回、防災について過去の障害福祉計画の中に記載がないということ指摘させていただきましたら、第5期計画では記載していただきました。ありがとうございます。

それから、相談支援業務が今後非常に伸びて参ります。今回、区に足を運ぶ折に障害福祉課を傍らから見ていて、非常に大変な混雑、混乱の中で職員の方が誠実に対応しているのを拝見して心を打たれました。その相談業務が将来増えていき、さらに行政内部における推進体制の強化を図ると記載してあります。職員は、おそらく今でも大変な思いされていると思います。ですから、計画では、職員の方が一生懸命働けるような計画をつくっていただき、実施していただきたいと思っています。

以上です。

## 会長

ありがとうございます。

## 障害者福祉課長

相談支援事業に関して説明します。

相談支援事業は、障害福祉サービス、つまり居宅の事業や訓練の事業を利用させていただく際に必要なケアプランを立てる事業です。基本的には相談支援事業所が行っています。ご心配、ありがとうございます。障害福祉サービスを利用する方が増えるとそのケアプランを必要な方が増えます。

## 会長

委員、お願いします。

## 委員

私は、重度の重複障害を持っている子供の親です。自分が入院した際、ミドルステイのショートステイで何とか切り抜けました。毎日、親子で安心して暮らすにはそのようなバックアップ体制が必要であると身に染みて感じています。緊急時のバックアップをさらに進めていただけたらと思っています。

入所支援に関しては、重度の重複障害の子たちにとっては入所施設が必要です。グループホームでは困難な子たちがたくさんいます。そのようなことも考慮していただけたらと思います。よろしくお願いします。

## 会長

ありがとうございます。

## 福祉部長

成果目標では、国の基本指針に即した目標を設定しておりますが、違う点がございます。

福祉施設の入所者数について、国の基本方針では福祉施設の入所者数の9%以上を地域生活へ移行すると定めています。国の基本指針と同様とすると目標値は36人になるのですが、江戸川区では目標を11人に設定しています。第4期では平成27年度から平成29年度の目標値を18人に設定していましたが、29年度9月末までの実績では9人です。地域での受け入れ先がなければ地域移行は進まないという部分が一方ではあります。そのような実情を鑑み、区では目標値を36人ではなく11人に設定しました。具体的に入所している方の中で地域移行が可能と思われる方を鑑み目標を設定しました。

また、国の基本指針では福祉施設の入所者数を2%以上の削減を設定しております。国の基本指針と同様とすると目標値は392人になるのですが、区では目標値を409人と設定しました。国の基本指針と17人の差があります。

国の基本指針と相反する部分のこの2点について説明をさせていただいた上で議論、あるいはご理解をいただければと思っています。

以上です。

## 会長

ありがとうございます。

## 健康部長

これから障害のある方々が地域で住まい続けるために、より自立が高まるような力強いご意見を委員の皆様からいただいたように思います。福祉部、健康部、子供関係部署及び医療と協力、連携することを推進する必要があると思います。今回の計画書の中には協議の場を設置して連携を推進する目標があります。現実難しいところがありますが、そのような方向性を持って頑張っていければと思っています。

## 会長

ありがとうございます。

計画では、なごみの家が地域での相談支援の一つの拠点として位置づけられています。熟年相談室やなごみの家では、障害のある方のみならず、いろいろな方の相談を請け負います。すべての相談に対応することではなく、なごみの家にいるスタッフが情報を提供し、その他の相談機関などへの中継役になる機能を持っている体制も必要だと思います。重い相談もあれば軽い相談もあります。その中で、臨機応変な対応を求められると思います。

今回、地域移行については、これ以上入所施設が増えない状況です。介護保険でも入所施設は増えていますが、急増する高齢者数に対し、不足しています。将来的には人材の確保や財源の問題により、地域移行という流れが強くなり、地域生活支援拠点の整備が進められていくことと思います。

施設整備も重要なことですが、ソフト面の充実も必要だと思います。職員の質の向上や、多職種の連携などの場の構築をコーディネートすることが必要かと思っています。

私は、先日、東京都医師会の地域医療調整会議で基盤整備の話をしました。江戸川区と江東区と葛飾区が集まり、入院した方が退院する際の支援や救急体制について話しました。私は、入院する方が退院後、地域での生活を継続するためには、地域の基盤、サービスの質の維持が重要だと思います。医療を受けて退院後、サービスの低下が起きて再び、入院してしまうのは意味がないと思います。スムーズに移行ができるためには、地域でのサービス支援、例えば先ほど話にあったような訪問系サービスの質の低下がないことがふさわしいと思います。その人に合ったサービス支援の提供を行うことが重要だと私は感じています。

成果目標を掲げている中で、いろいろな障害のある方の特性があるかと思いますが、事業者とのネットワーク、連携、情報共有などを密にして支援を行っていくのは必要だと思います。そのための地域包括ケアシステムの構築だと個人的には思いました。

その他にございますか。

## 委員

国の指針は施設から地域ということですので、近い将来、江戸川区から視覚障害に特化したグループホームができれば私は一番いいと思います。ぜひ検討いただきたいと

思います。または、区内の特別養護老人ホームなどで、自立した生活が困難になった視覚障害者を引き受ける施設を検討していただきたい。視覚障害者の施設としては青梅の聖明園等ありますが、長年住みなれた江戸川区で生活したいという願望があります。

ひとり暮らしや夫婦共に視覚障害者が自立した生活ができるには訪問系サービスの充実が欠かせないと思います。特に視覚障害者は、ガイドヘルパーや訪問ヘルパーの力をお借りしないと外出できない状況にあります。外出したいとき、または何かサービスを受けたいときに制限がかかるようなことであってはいけないと私は思います。訪問系サービスの充実を第5期計画の中に反映していただきたいと思います。

以上です。

## 会長

ありがとうございます。

## 障害者福祉課長

ご意見、ありがとうございます。できるだけ計画に反映していただきたいと思っています。

先ほど会長からお話がありましたなごみの家について、幾つか事例をご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

例えば鹿骨のなごみの家では、近隣の健康サポートセンターから行き帰る途中に立ち寄り場所として利用されている精神障害の方が多いと聞いています。その上で、いろいろお困り事を聞いていけるのかなと考えています。

また、松江北のなごみの家では、知的障害の方の同居のご両親のどちらかが高齢者施設に入所した際に、軽い知的障害の方の単身生活が不安というご相談をいただいたということがございます。その際、なごみの家で親族や関係機関と連絡調整を行いまして、ご本人の生活が安定するように支援していただいたと聞いています。

このように、いろいろな相談機関へ調整をしていただくことで、身近な相談窓口として非常に役立っていると思っています。

## 会長

ありがとうございます。

サービスの充実と一言で言っても、量的なものと質的なものがあります。量的なものについては、地域包括ケアシステム、地域力の活性化などが今後の課題だと感じます。

その他にございますか。

## 委員

就労移行について、就労継続支援B型では工賃、就労継続支援A型では就労時間が評価の視点として国では論じられています。江戸川区では、優先調達を円滑に活用できる仕組みをつくっていただきたいと思っています。区内の就労系事業所の質が高まるとともにサービスの充実にもつながると思います。第5期計画に盛り込んでいただきたいと思いました。

## 会長

ありがとうございます。

## 委員

親亡き後の支援で、グループホームにいる知的障害のある利用者が高齢となり、認知症の症状が現れると区内の高齢者施設には入れてもらえないということがまことしやかに話されています。グループホームにいる知的障害のある利用者が認知症の症状が現れたときには遠くの施設に入所せざるを得ないのではないかと不安に思っています。重症化、高齢化した障害者に高齢者施設の入所が可能というお話がありましたが、もしグループホームにいた知的障害のある利用者に認知症の症状が現れたら、入所の申し込みをして高齢者施設を利用することは可能ということでしょうか。

## 福祉部長

まず、一つ目にご質問ありました優先調達法の区での対応ですが、積極的に推進していかなければならないと思っています。現在のところ実績も上げていますし、また、全庁的に周知しております。ただ、難しいところが、区役所側の需要に合った供給ができるかということと、優先調達法が進み過ぎてしまいますと民間企業の方との競合というのもございます。このような全体のバランスの中で今後も推進していければと思っています。

二つ目のグループホームにいる知的障害のある利用者が認知症の症状が現れた際に、区内の高齢者施設を利用するということですが、特別養護老人ホームとしての入所の基準があり、今も区内で約700人が待機しております。そのような方たちを全て追い抜いて入れるかということもそういったこともございませんので、個別事情の中で具体的な対応をさせていただければと思っています。不可能なことではないし、むしろそうあるべきだろうと考えています。

以上です。

## 会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

医師会でも研修・講演等で皆様の関係機関で役立つような活動を行っていきたいと思っています。皆さんそれぞれのお立場からお話ししていただき、大変参考になりました。

それでは、次の議事に入りたいと思います。議事の2「パブリックコメントの実施について」に入ります。事務局より、説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議事の2「パブリックコメントの実施について」説明いたします。

資料の4をご覧ください。

「江戸川区意見公募手続に関する要綱」に基づき、平成29年12月11日月曜日から平成29年12月25日月曜日までの15日間、第5期江戸区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福

社計画の計画（案）についてパブリックコメントを実施します。計画（案）を江戸川区のホームページに掲載及び障害者福祉課の窓口での閲覧を行います。ホームページ上や文書により意見を提出いただき、その意見を集約し、必要に応じて計画書に反映していきたいと考えています。パブリックコメントでいただいた意見については、第3回策定委員会でご報告させていただきたいと考えています。

パブリックコメントの実施についての説明は以上です。

## 会長

ただいま事務局よりパブリックコメントの実施について説明がありました。パブリックコメントの実施について、ご質問及びご意見があればお願いします。

どうぞ、お願いします。

## 委員

パブリックコメントというのを実施すると、通常、意見というのは反対意見がほとんどですか、賛成意見も入っているのでしょうか。

## 事務局

それぞれの立場からご意見をいただいて、両方あります。

## 委員

よくサイレントマジョリティーという言葉があって、反対する方の声が大きいいといわれます。福祉部長が、国の基本指針とは違う江戸川区の実情に応じた目標設定をしているという話がありまして、非常に頼もしいなと思いました。そのようなことをアピールし、パブリックコメントを行うといいと思いました。

## 事務局

どうもありがとうございます。参考にさせていただきます。

## 会長

ありがとうございます。

それでは、時間も迫っていますので、次の議事に入りたいと思います。

その他の次回の開催日程について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

次回の開催日程についてです。

第3回策定委員会の開催は、平成30年2月15日木曜日、開始時間は未定ですが、午後に開催予定です。会場は、本日と同じグリーンパレスの2階、千歳・芙蓉にて開催いたします。ご予約くださいますよう、よろしく申し上げます。詳細が決まりましたら、事務局より開催通知を送付いたしますので、ご確認をお願いします。

## 会長

ただいま事務局より説明があったとおり、第3回策定委員会は平成30年2月15日木曜日、グリーンパレス2階、千歳・芙蓉で開催いたします。ご予約くださいますよう、よろしくお願い致します。

終了時間が迫っていますが、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様のご協力により第2回策定委員会を無事終了することができました。以上をもちまして、第2回策定委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後2時26分